

令和7年度神奈川県立保健福祉大学成績等優秀者への給付型奨学金(条件付き)

募集要項

成績等優秀者給付型奨学生を次のとおり募集します。

1 趣旨

地域及び職域のリーダーとなる保健福祉人材を養成するため、学業成績が特に優れ、かつ、優秀な人材となることが期待できる者に対し給付型奨学金（条件付き）を給付します。

2 申請資格

次の条件を満たす保健福祉学部学生とします。

〈新入生〉

入学試験（学校推薦型・一般前期）の成績が上位 15%程度の学生

〈在校生〉

令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）1年間の GPA（Grade Point Average）が、後期成績公開日時点において上位 30%程度であり、原則として前年度の学科専門科目のうち、必修科目の単位を全て修得済みの学生（基準となる GPA は毎年別途公表します。）

公表された GPA の基準を満たしているかどうかは、学生カルテ成績情報の令和6年度前期・後期の平均 GPA で判断してください（累計 GPA ではありません）。

※ 編入学生又は転学科生は、編入学後又は転学科後1年を経過した2年度目から申請資格を有するものとします。

※ 休学者は、休学からの復学後、令和6年度1年間（令和6年4月～令和7年3月）の GPA が算定されていて、休学期間を除いた修業年限（4年間）の期間内に在学しているものとします。

※ GPA は小数点以下第三位を四捨五入して算定するものとします。

3 給付金額

535,800 円（授業料の年額）

4 給付条件

（1）給付を受けた学生は卒業後、次のいずれかの条件に該当することを条件とします。

- ① 卒業後ただちに、神奈川県内の企業・機関等に就職し、給付を受けた年数分、業務に従事すること。
- ② 卒業後5年以内に神奈川県内の保健・医療・福祉分野への貢献を果たし、それを理事長が認めること。

（2）上記いずれの条件も満たさない場合は、給付決定を取り消すものとし、給付を受けた年数分の授業料相当額を返還していただきます。

（3）返還完了後に（1）のいずれかの条件を満たした場合でも再給付は行いません。

※（１）②の「神奈川県内の保健・医療・福祉分野への貢献」と認められる事例

事例類型	具体的事例
1 国又は国際的な機関に就職し、神奈川県を含む地域における保健・医療・福祉分野に係る政策立案において一定の役割を果たしたと認められる場合	○厚生労働省に技官として採用され、本省の関連部署に配属され、医療、保健、福祉、介護、労働などの制度設計や法整備に一定期間(奨学金を受けた期間と同期間、以下同じ)携わる。
2 県外・海外の教育・研究機関に就職し、神奈川県を含む地域における保健・医療・福祉分野に係る教育・研究の実施において一定の役割を果たしたと認められる場合	○東京にある大学の教員として、神奈川県などの地域医療に係る研究活動によって得られた研究成果を論文や学会等を通じて発信する。
3 神奈川県を含む地域や住民を対象とする法人に就職し、その法人の業務において神奈川県の保健・医療・福祉の分野において貢献したと認められる場合	<p>○神奈川県を含む地域で有料老人ホームを運営する社会福祉法人に就職し、神奈川県内の施設の立ち上げ、営業、指導監督等の業務に一定期間従事する。</p> <p>○神奈川県を含む地域の福祉分野の施設を紹介する法人に就職し、入所を希望する方々への相談員として、神奈川県にある社会福祉法人とのマッチング業務に一定期間従事する。</p> <p>○神奈川県を含む地域の医療・福祉分野の人材あっせんを行う法人に就職し、就職を希望する方々への相談員として、神奈川県にある医療や社会福祉法人とのマッチング業務に一定期間従事する。</p>
4 本県の保健・医療・福祉の分野の人材育成に貢献したと認められる場合	<p>○県内の教育機関において、実務体験を教授するほか、学生の進路や大学生活についての相談に乗るなど人材育成に一定期間努める。</p> <p>○本学のオープンキャンパス時等に講演等を行い、本学を希望する学生が増えるよう尽力する。</p> <p>○本学で得られた保健・医療・福祉の資格・知見を活かして、地域住民への研修会での講師や相談員などとなり、一定期間地方自治体における県民へのサポート活動を実施する。</p> <p>○ヒューマンサービス学会において研究発表や活動報告を行うなど、本学のミッションであるヒューマンサービスの普及、実現に向けた取り組みに貢献する。</p>

5 給付人数および給付期間

給付人数は1学年で30名程度、学科ごとに次のとおりとします。

看護学科 12名、栄養学科 5名、社会福祉学科 8名、リハビリテーション学科 5名

※学科ごとの給付人数は申請状況に応じて変動することがあります。

給付期間は令和7年4月～令和8年3月（募集は年度ごとに行うものとし、一度給付を受けた学生が再度申請することも可能です。）

6 申請期間および受付窓口

申請期間：令和7年4月1日（火）～4月10日（木）

提出物：「7 申請書類」記載の各データ

提出方法：次の提出先へ提出物の電子データを送付

提出先：Microsoft Forms への回答（以下提出先 URL）

<https://forms.office.com/r/ByNQJGfLkC>

Microsoft365 アカウント

ID：学籍番号（8桁）@kuhs.ac.jp

パスワード：学内ネットワークシステムのパスワード

7 申請書類

〈新入生〉

- ・申請書（様式1）

〈在校生〉

- ・申請書（様式2） ※1
- ・学生カルテの成績情報
- ・プレゼンテーション動画 ※2

※1 申請書について次のとおり作成してください。

①申請書内容

基礎情報	申請者情報について入力してください。
審査項目 （書類審査の対象 になります）	・学内外での活動状況に関する記載 （ボランティア活動、うみかぜ祭やオープンキャンパス、ピアサポーターなど（アルバイトを除く）） ・記述式 ①保健・医療・福祉の連携と総合化に関する記述（400字以内）。 ②自身の将来への取り組みに関する記述（400字以内）。 ③ヒューマンサービスの実践に関する記述（1000字以内）

②注意点

- ・文字のサイズ、フォントは変更しないでください。
- ・必ず枠内に収まるよう入力してください。

※2 プレゼンテーション動画については次の方法で作成し、提出してください。

① 動画の内容

テーマ	これまでの活動の中でヒューマンサービスを実践した内容について、本学ディプロマポリシー(学部・学科・専攻)を踏まえた内容で発表する。
時間	5分以内(時間超過は減点対象)
ファイル名	「学籍番号_氏名_R7 給付型奨学金」
ファイル形式	MP4
容量	1ギガ以内(容量超える場合はご相談ください)

② 撮影方法

- ・動画の撮影方法は自由です。
- ・スマートフォン、PCのWebカメラ、ビデオカメラなど、任意のデバイスを使用可能
- ・スライド発表、ホワイトボードの使用など、表現方法は自由です。
- ・ただし、発表者本人の顔が認識でき、声が明確に聞こえるように撮影してください。

8 選考方法

〈新入生〉

成績等優秀者のうち申請のあったものを奨学生とする。

〈在校生〉

(1) 公表されたGPAの基準を満たしている学生のうち申請のあった者を対象に選考を実施

(2) 申請のあった学生に対し、1次選考として書類およびプレゼンテーション動画による審査を学科ごとに実施します。※

(3) 2次選考に進んだ方は、最終面接を実施します。

最終面接の日程は5月17日(土)、24日(土)のいずれか。(両日ともに実習等で都合が悪い場合はご相談ください。)

※ 審査基準については次のとおりです。

書類審査
・資料の分かりやすさ
・大学の基本理念への理解① (「保健・医療・福祉の連携と総合化」についての考えと今後の取り組み)

<ul style="list-style-type: none"> ・大学の基本理念への理解② (「保健・医療・福祉分野のリーダー」としての自己イメージと今後の取り)
<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシーへの理解③ (ヒューマンサービスの実践に関するディプロマポリシーの適用)
<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況(学内外の活動、ボランティア活動など)

プレゼンテーション審査
<ul style="list-style-type: none"> ・ディプロマポリシーの理解と適用
<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンサービスの実践の広がり
<ul style="list-style-type: none"> ・説明の分かりやすさと構成
<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションスキル(話し方・映像表現)

9 選考結果通知

〈在校生〉

1次審査合格者には5月9日(金)までに通知します。

2次審査選考結果は5月下旬に、通知します。

10 交付決定通知

誓約書の提出があった学生に対し、6月上旬までに、個別に文書で通知します。

11 奨学金の交付

奨学金は、直接授業料に充当しますので奨学生への振込みは行いません。

(奨学生の口座から6月と11月に授業料は引き落としされません。)

12 その他特記事項

(1) 奨学生として決定された場合、誓約書を提出しなければなりません。

(2) 奨学生は他の奨学金を併用することができます。ただし、日本学生支援機構(JASSO)の給付型奨学金による授業料減免制度との併用の場合は、奨学金の交付額は、減免後の授業料の額を上限とします。

(3) 神奈川県費を原資とする返済義務が免除される制度のある修学資金貸付制度等は併用できません。

(4) 奨学生は、次の事由により資格を喪失します。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 停学又は除籍の処分を受けたとき。
- ③ 虚偽の申請その他不正な手段により決定を受けたとき。
- ④ 本人からの申し出による辞退又は手続きに必要な書類の不提出等があった場合
- ⑤ 成績等優秀者として不適切であると理事長が認めたとき。

(5) 奨学金の決定を取り消された学生は、資格喪失の通知を受け取った日から速やかに、

奨学金を返還しなければなりません。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではありません。

(6) 給付を受けた学生が、進学・留学等の理由で卒業後ただちに就職せず、本人から願い出により、理事長が適当であると認めた場合は返還を猶予することができます。

(7) 奨学生は、所定の手続きを行うことで本奨学金を辞退することができます。

13 問合せ先

教務学生課

電話番号：046-828-2525

e-mail：kyoumu@kuhs.ac.jp